

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○赤羽委員長 次に、階猛さん。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、建設受注統計の問題についてお尋ねしていきたいと思います。

お配りしている資料の一ページ目を御覧になってください。

これは、一月二十五日、予算委員会での私と岸田総理とのやり取りの抜粋です。この日、朝日新聞の朝刊に、建設受注統計で、推計すれば四兆円ぐらい、二重計上によって上振れしているのではないかとということで、試算した記事がありました。これに関して、岸田総理は何と答弁されたかというところ、真ん中辺りに傍線を引いていますが、二重計上における影響については、国交省が立ち上げた検討委員会において、過去の統計の遡及改定要は数字の復元について検討を進めるといふふう

ここに言っている検討委員会は、資料の二ページ目を御覧になってください。

資料の二ページ目、二つの会議体を立ち上げるというのですが、二つ目に掲げてある建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議のことであるということの間違いないかどうか。この点について、国交省、お答えください。

○中山副大臣 まず、今回の公的統計の信頼回復に取り組んでいる中、国交省に関わる統計において不適切な事案が生じたことについて、大変遺憾に、また、誠に申し訳なく思っております。

そして、先生お尋ねの点ではありますが、そのとおりであります。

○階委員 そこで、事実関係を確認したいと思えます。

資料の三ページ目を御覧になってください。今申し上げました検討会議のスケジュールが掲げられております。検討会議では二月頃、三月頃に行うはずであった中間報告、これがどうなっているのか、国交省、お答えください。

○赤羽委員長 中山国土交通副大臣。（階委員「時間を止めてください。止めてください」と呼ぶ）

「ちよつと待ってください。（階委員「時間があったいなよ。止めてくださいよ。何でこんなこと、通告していることを答えられないんだ」と呼ぶ）

では、時間を止めてください。

「速記中止」

○赤羽委員長 速記を起こしてください。

中山国土交通副大臣。

○中山副大臣 大変失礼いたしました。遡及改定検討会議では、平成二十八年分以降、数十万枚保存されている調査票の精査と遡及改定に不可欠なデータベースの作成の検討に一定の時間を要しております。これらの準備作業については、現段階では個別に各委員に御相談しながら進めております。

できるだけ早く準備作業を進め、検討会議では、今年五月に予定している令和三年度分の建設工事受注動態統計調査の公表までに、統計の信頼確保に向けた一定の結論をいただくことを目指しております。

○階委員 中山副大臣、続けて伺いますが、今の答弁、クリアに答えてください。中間報告はしていないということですか。

○中山副大臣 現在のところ、していません。

○階委員 驚きますね。

二ページ目、何ですか、この会議体を立ち上げるときに、国土交通省の総力を挙げて、国土交通省所管の統計の信頼確保に向け、取り組んでまいります。これが中間報告そのままならない。何を考えているんでしょうか。

そして、この三ページ目のスケジュール表では、右側に総務省統計委員会に報告、相談するという矢印が書いてあります。

統計委員長、これは行われていますか。お答えください。

○椿参考人 現在の質問は、基本的にまだ、事前

に通告はされておりませんが、事実関係と

と

しては、まだ報告を受けていないと承知しております。

○階委員 報告も相談もなく、勝手にスケジュールを遅らせているということなんですよ。こんなことで信頼回復できるんですか。

ちなみに、総理もおっしゃっていますけれども、遡及改定、復元をしっかりと上で説明をさせていただくことが重要である、その作業を急がせてい、このように一ページの答弁のところを書かれていますけれども、全くできていませんよね。なぜこれほど遅れているんですか。さっきもお答えになりましたけれども、全然言い訳にならないですよ。

四 ページ目を見ていただきたいんですが、確かに、今問題にしているのは二重計上の部分です。これは、建設受注統計の調査票の書換え、合算をずっと続けてきた、それに加えて、平成二十五年からは未提出者の補正ということもやってきた、それがダブルで行われたことよって二重計上になつてきた、こういう問題ですね。それ以外にも、四ページにあるとおり、一番目の、一部都道府県において合算処理を継続していたとか、三番目の、完成予定年月の書換えなども行われてきた。様々な統計の不適切な処理があったわけですね。

復元処理するのも容易ではないかもしれませんが。ただ、この報告書に何と書いていたかという点、四ページ目の四番が二重計上に関する部分です。そこで青で線を引いていますけれども、平成三十一年四月分から、過月分を除外した推計値が算出できるというふうになっていますよね。そし

て、そのデータを活用した上で、一定の仮定を置くなどし、書き換えられていない調査票が残存していない期間の数値を推計することも不可能ではないと言っていますよね。

だから、この四番に書かれている報告書で指摘されたことをしっかりとやれば、二重計上の部分については少なくとも、今すぐ、平成三十一年四月以降、どれだけ水増しされていたかということは分かるはずなんです。すぐ分かるはずなんです。いいですか。報告書の中でも、平成三十一年四月からは、調査室の中でいろいろ復元するためのことがやられていたというふうに書かれていますよ。報告書の二十七ページに書かれています。それで、専門調査官なるものが中心となって、平成三十一年四月以降の公表値に過月分、過ぎた月の分がどのぐらい含まれているか等の検証作業を進めて、その結果、同年七月中には公表値に占める過月分の割合が分かっているということなんです。いいですか。もうやっているんですよ、ばれる前から、検証作業は。

だから、平成三十一年四月以降、どれだけ水増しされているかというのは既にデータがあるんです。これをすぐ出してもらえませんか。中山副大臣、お答えください。

○中山副大臣 建設工事受注動態統計調査の数値の遡及改定に当たっては、先生御指摘のとおり、検討会議において統計の専門家の方々に御審議をいただきながら、平成二十八年度以降の数十枚保存されている調査票について精査を実施した上で推計手法を検討する必要があり、一定の時間

を要して、かかっていると承知しております。

繰り返しになりますが、検討会議では、本年五月までに一定の結論をいただくことを目指しており、国交省としても全面的に協力をしてまいりたいと存じます。

○階委員 いいですか。そんな悠長なことを言っている場合じゃないでしょう。全くさっきの検討会議も仕事をしていないじゃないですか。

それで、私は何も無理なことをやれと言っていないんですよ。報告書にもあるとおり、平成三十一年四月分からは、二重計上の部分ももう分かっているんですから、二重計上がどれだけあったかというのはもう皆さんの方で調べているんですから、それを基にして、平成三十一年四月以降の水増し分はすぐ公表してください。信頼回復をやるうとしていらっしゃるだったら、これぐらい当然でしょう。

中山副大臣、やってください。どうなんです。やらないんですか。信頼回復するつもりがないんですか。どちらなんです。報告書にも書かれていますことですよ。私が今急に言ったことじゃないんですよ。報告書にやれと書かれていますことをやれと言っているだけなんです。早くやってください。やらないんですか、やるんですか、どっちですか。お答えください。

○中山副大臣 先生の思いはよく理解をいたします。いずれにしても、検討会議において、専門家の方々の、どこまでお出しできるかも含めて検討させていただいた上で、それは可及的速やかに対応

させていたが、と思います。

○階委員 私の思いを言っているんじゃないんですよ。第三者委員会、皆さんが立ち上げた第三者委員会の報告書で書いていることなんですよ。

平成三十一年四月以降のデータはありますでしょう。出そうと思えば、この二重計上の水増し分は出せるんですよ。出せるのに出さないということではないですか。

では、お答えください。

○中山副大臣 検証委員会では、行政文書のみならず、個人のメモや記憶をたどってヒアリングにおいてなされた発言なども含めて報告書を作成しています。データが、どの資料が該当するのかわかるのをしっかり特定することは難しい状況にもあります。

まず、御指摘の資料の特定に努めるとともに、特定ができた場合には、当該資料が、データの方の行政文書に該当するかを確認した上で、適切に対応させていただきます。

○階委員 出そうと思えば出せるはずなんですよ。報告書にそう書いているんです。専門官を置いてやっているわけだから。

それで、その結果も、もう二十七ページに書いていますよ。いいですか、七月中には、公表値に占める過月分の割合は、受注高ベースで、平成三十一年四月分から令和元年十一月分につき〇・二%から八・六%、平成元年十二月分から令和二年三月分につき一・〇%から五・八%であること等の検証結果が得られた、そこまで書いているんですよ。もう分かっているじゃないですか、どの程

度水増しされていたか。これを、金額を示してくださいと言っているわけですよ。

だから、やれるのにやらない、やれるのに私たちに教えないということなんですか。おかしいでしょう。個人情報も何も関係ないですよ。もう既に結果は出ているんだから、データが出ているんだから。それを直ちに示してください、水増し、幾らだったのか、全体に占める割合が幾らなのかというのを、直ちにやれるんだからやってください、報告書にも書いているんだからやってください、こういう話ですよ。

やらないんですか、やれるのに。やってください。これは政治家として、国交省、官僚の皆さんにちゃんと命じて、すぐ資料を出せとここで言うてくださいよ。なぜそれができないんですか。皆さんは、国交省の信頼回復に努めると言っているわけでしょう。これぐらいすぐやってくださいよ。やってください。

何、後ろから資料を出しているんですか。あなた方は、やる仕事をするんですよ。いいですか。

これは政治家に聞いているんです。副大臣、副大臣の責任で、すぐこの数字は出せということをお命じていただけませんか。官僚と一緒にやって隠蔽工作に加担している場合じゃないですよ。これは副大臣の矜持、存在価値が問われますよ。やれと部下に命じていただくことをこの場で約束していただけますか。

○中山副大臣 先生御指摘のデータに関しては、個人のメモも含まれております。正確なデータを公表するに当たって時間を要している状況であり

ます。

また、検証委員会において提出された資料は非公開の扱いとなっておりますので、その点も含めて、しっかりと、正確なデータをお出しさせていたでけるように努めていきたいと思っております。

○階委員 全然答えになっていないんです。もう客観的なデータとしてあるんですよ。二十七ページに書いているんですよ。

それに加えて言うと、三十一ページには、令和二年一月分以降なんですけれども、令和二年一月分以降の数値として公表されていた、遅れて提出された調査票のうち前月分は合算する方法による建設受注統計を作成する際に、調査票にはマスクングテープを貼った上で元の数値を復元することができると合算を行うというくだりもあります。マスクングテープを剥がせばすぐ元の数字が分かる。それと公表されている数字を比較すれば、水増しが幾らか、これは令和二年一月分以降の話ですけれども、そんなものは一瞬にして分かりますよね。一日もあれば出てきますよ。それすらやらせないんですか。おかしいでしょう。

何のために、副大臣、この仕事をやっているんですか。今すぐやれと命じていただけませんか。個人情報報は全く関係ありません。個人情報報など公開を求めています。水増し金額、二重計上の水増し金額を求めています。やらないのかどうか、お答えください。

○中山副大臣 五月をめどに、しっかり対応させていたが、と思っております。その作業を今やらせていただいて、この時点で公表するかどう

かも含めて、検討してまいりたいと存じます。

○階委員 五月の話はGDPへの影響なども含めた話なので、あるいは、さっきの四ページ目という、ほかの統計処理の問題も含めたことなので、それは五月まででいいですよ。

今、私がずっと申し上げているのは、すぐできることをお願いしているんです。かつ、この報告書にも書いている。「平成三十一年四月分から、過月分を除外した推計値が算出できる」、ここまですべて書いていますよ、第三者委員会が。できることをやらないのか、もうできることをやらないのかと尋ねています。

副大臣としてはそれでいいんですか。できることをやらないのかどうか、端的にお答えください。できることは、やらない理由はないと思うんです。できることはやってください。できることをやるのかやらないのか、もう一度お尋ねします。

○中山副大臣 繰り返しになって本当に恐縮ですが、先ほどの検証委員会においてこれらの資料が公表されることとなれば、今後、同様の検証を行う委員会を設置し調査を行う際に調査対象者からの協力を得ることが困難になると考えられることから、本委員会において、これらの資料を公表する予定はないことと、これは決めさせていただいております。

○階委員 何ですか、資料の公表も何も、もう報告書に書かれてあることですよ。報告書にちゃんと書かれているんですよ。協力を得るも何も、ヒアリングして調べた調査結果を書いているんですよ。

後ろの人、一々言わなくていいですよ。あなたたちは調査される側なんだよ。何で調査される側が調査する側に一々文句を言うんだよ、一々指導するんだよ。おかしいじゃないか。後ろの官僚はもう言うな。

副大臣、政治家としてこれぐらいはやらせないで。第三者委員会を何のために立ち上げたか分からないですよ。やれることですから、すぐやると水増し金額、令和三十一年四月分からの水増し金額、二重計上の部分の水増し金額をすぐ出す、これを国交省に命じてやらせるということをや束してください。

もう一回聞きます。やれることですが、やらないんですか。

○中山副大臣 後ろの事務方は、私が指導をいただいているわけではなくて、確認の意味で聞いておりました。失礼いたしました。

遡及改定検討会議において、データの正確性というものも検討しながら、公表するかどうかということをさせていただきたいと思っております。

○階委員 いや、今あるデータを使っているというふうに第三者委員会の報告書に書いているので、それをやってくださいと言っているんです。

検討会議は動いていないのに、そんなところを当てにしないで。今あるデータを基にして水増し金額を出してくださいとさっきから言っているわけですよ。検討会議は関係ない。

いいですか。今やれることをやらないのかというのを聞いています。やれることはやると言えないんですか。政治家として、副大臣として、

統計の信頼確保のためにやらないんですか。これは大事なところですよ。

朝日新聞は、統計の専門家でもないけれども、いち早く、四兆円という数字、一部でしかなくても、出していますよね。もうデータがそろっている国交省として、今すぐやらない理由はなんでしょう。すぐやるということをやってください。副大臣、やれることをやらない、それでいいんですか。お答えください。

○中山副大臣 検証委員会で調べられたことに関して、今後、その上で正確なデータを遡及していくということになりますので、その、第三者委員会が出された数字を基に、しっかりと今検証させていただきたいと思っておりますが、やれることはやりたいというのは、そういう思いであります。正確な数字をしっかりと出していくために努めさせていただきます。

○階委員 いつまでにそれをやるんですか、ではお答えください。

○中山副大臣 まず、できるだけ早く作業を進めさせていただいて、今年五月に予定している令和三年度分の建設工事受注動態統計調査の公表までに一定の結論を出させていただきたいと思っております。

○階委員 それは全体の話ですよ。

元々五月までに出すという話は聞いていますけれども、私は、スポット的に、この二重計上の部分、しかも、もうデータがそろっている平成三十一年四月からの部分、この部分だけすぐ出せるから出してくださいと言っているわけですよ。これ

は一週間もあれば出せるはずですよ、そんなにも要らないと思いますよ。

もうデータはあるかもしれない。まさかそれを隠蔽してはいないでしょうね。もうあるはずなんですよ。さつき、パーセンテージが出ているわけだから。金額も試算しているんじゃないですか。金額はどこかに、算定したものが無いと言い切れませんか。お答えください。

水増し金額も算定していませんよ、この平成三十一年四月分からの分は。やっていないと言いきれませんか。お答えください。

○中山副大臣 国交省に係る統計の信頼確保というものの回復をしていく中において、そのようなことはないと確信をしておりますし、私は、そのようなことがあるとは承知はしておりません。

○階委員 ないですか、では。間違いないかと。パーセンテージでどの程度過月分があるかというの、もう二十七ページに書いていますけれども、それによってどれだけ二重計上の水増し金額が生じているのか、この数字は国交省として把握していないということですか。専門官を張りつけたけれども、そこは把握していないということ、何で後ろからいろいろ言っているんですか、把握していないということですか。

○中山副大臣 国交省としても、正確に、水増し分というか、二重計上の部分という数字はまだ把握ができていないと承知しています。

○階委員 正確なという修飾語をつけましたね。そうじゃないんですよ。二十七ページに、専門官がもう三十一年四月分から調査していると言って

いるんですよ。過月分、どれだけ行われて、どれだけ計上されていたのか。

それを基にした水増し金額というのは把握されているんじゃないんですか。どこにもその数字はないと言いきれませんか。それとも、分からないんだったら、至急調査させて、この委員会に報告してください。どちらか、お答えください。

○中山副大臣 先生御指摘いただいた部分、後刻、速やかに検討させていただいて、報告させていただきますかと思っております。

○階委員 では、私と、この委員会の方に報告してください。よろしいですね。うなずきましたので、次の質問に移りたいと思います。

さて、五ページ目を見てください。統計法六十条二項という条文があります。これは罰則ですけども、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられる場合として、基幹統計の作成に従事する者が、基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした場合というふうに書かれております。

そこで、私たちの同僚の城井委員が、今年の二月十七日の予算委員会の第二分科会で総務大臣に尋ねました。今申し上げました行為、これはどういう意味ですかということに関し、総務大臣の方からは、「基幹統計を作成する過程において、通常の方法によって作成されるはずの結果と異なる結果を意図的に生ぜしめる不正な行為」というふうに定義されておりました。

今回の二重計上は、今、大臣が定義されたことに当てはまるんじゃないですか。お答えください。

○金子（恭） 国務大臣 お答え申し上げます。

議事録のことについても御紹介いただきましたが、これが故意であるか故意でないのか、そのことに関係すると思っております。

○階委員 客観的な事実として、二重計上になっている分が、過月分と言いますけれども、途中までは無限定に過月分、途中からは一か月分というふうにも多少期間が短くなりましたけれども、これは何か月分であるかどうかにかかわらず、故意に二重計上したら処罰対象になりますよね。一か月分だろうがこれは処罰対象になるということではないですよ。確認までに、総務大臣、お答えください。

○金子（恭） 国務大臣 お答え申し上げます。個々の行為が刑事罰の対象となるか否かについては、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべき事柄であると承知しております。

私からは、御指摘の刑事罰についてお答えすることは差し控えておきたいと思っております。○階委員 いや、最初の答弁で、故意に二重計上した場合は処罰対象になるというふうにおっしゃったから、それで聞いているんですよ。最初の答弁に関連して聞いているから、答えられるはずですよ。

いいですか。二重計上が一か月だろうが六か月だろうが一年だろうが、これは行為の違法性には関係しないですね。お答えください。

○金子（恭） 国務大臣 先ほども申し上げましたように、個々の行為が刑事罰の対象となるか否かについては、捜査機関が収集した証拠に基づき個

々に判断すべき事柄であると承知をしております。
○階委員 二重計上は故意に行われれば不正行為に当たる、そして処罰対象になる、これは最初に答弁したことだから、これは間違いないですね。うなずかれました。よろしいですね。

それでは、お尋ねします。

六ページ目を御覧になってください。

これは国交省でまとめた検証委員会の事実認定を時系列的に整理したものですけれども、一番下のところですね、事後対応問題とありまして、ちよつと色を塗りましたけれども、室長は令和一年六月頃に合算を認識、遅くとも令和一年十一月頃までには二重計上を認識というふうにあります。

そして、その右上、課長、政総審は、令和一年十二月に合算、二重計上を認識というふうにあります。そして、その後、令和一年十二月分から、都道府県に合算をやめるよう指示したけれども、合算処理は前月分合算に変更。依然として二重計上は続いてきたわけです。

二重計上を認識しながら二重計上を続けてきた、これは大臣がおっしゃる不正行為ですよ。これは故意ですからね。間違いないですね。お答えください。

○金子（恭）国務大臣 お答え申し上げます。

今御指摘の件につきましては、刑事罰という意味では、我々が判断することではなくて、それは、先ほど来申し上げておりますとおり、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべき事項であると思えます。

そのことに対して私が言及することは差し控え

たいと思えます。

○階委員 刑事罰に当たるかどうかは確かに司法が判断することなんですが、皆さんは公務員として告発義務があるんですよ、刑法上。犯罪があると思料すれば、告発しなくちゃいけないんですよ。いいですか。

総務省としては、告発義務はないと考えているんですか。このような行為に対して告発義務があると考えているか、ないと考えているか、明確にお答えください。

○金子（恭）国務大臣 国土交通省の検証委員会報告書では、組織的な隠蔽とはされていないものの、厳しい指摘がなされているものと承知しております。

いづれにしても、個々の行為が統計法に違反をし、刑事罰の対象となるか否かについては、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべき事柄であると承知しております。

なお、総務省は、他府省の職員の行為の詳細について把握や確認を行うことのできる立場にないため、告発を行うことは困難であると考えております。

○階委員 告発義務があるかないかをお尋ねしていただけますけれども、別に他省庁であっても、公務員である以上、告発義務はあるんですよ、刑法上は。

総務大臣は、本件について告発義務はないという答弁でよろしいですか。結論だけお答えください。

○金子（恭）国務大臣 何度も申し上げますが、

他府省の職員の行為の詳細については把握や確認を行うことのできる立場にないため、告発を行うことは困難であると考えております。

○階委員 把握も何も、これだけ第三者委員会の報告書に事実関係が、六ページにあるように丁寧に書かれているわけですよ。逆に、そのために、事実認定をするために第三者委員会を立ち上げていくわけだから、この事実関係を基にすれば、そして、大臣がおっしゃった統計法六十条二号に関する定義からすれば、当然、犯罪があると思料すべき場合に当たるとは思いませんか。

これがそろっても告発義務がない、これだけの材料がそろっても告発義務がない、そのようにお考えになる。繰り返しは結構です。これも大臣として、統計を所管する大臣として、本日に統計の信頼を回復するつもりがあるのかどうか、再発防止を図るつもりがあるのかどうか、これが問われている。大きな問題ですよ。

後ろから一々言わなくて結構です。大臣として、統計を真つ当にするつもりがあるんだったら、一罰百戒ですよ、こんなのを告発するのは当たり前じゃないですか。するつもりがないのかあるのか、端的にお答えください。読まなくて結構ですよ。

○金子（恭）国務大臣 国土交通省の検証委員会報告書では、組織的な隠蔽とはされていないものの、厳しい指摘がなされているということでございます。

ということ、先ほど申し上げましたように、他府省の問題についてでございますので、告発を行うことは困難であると考えております。

○階委員 他省の問題だと告発を行うことは困難というのは、刑法法のどこに書いていますか。そんなことはどこにも条文上書いていませんよ。公務員である以上、すべからず、他省であろうが何だろうが、告発義務はあるんですよ。それは知っていますか。

○金子（恭）国務大臣 お答え申し上げます。

詳しくは承知はしておりませんが、国土交通省も、検証委員会をつくって、検討会議をつくって努力をされているところでございます。その検討状況を見守りたいと思っております。

○階委員 城井委員の質問の中で、大臣から、統計委員会におきましても特別な委員会をつくりまして、そこで精査をしているといったようなことも、くだりがありませんか。

統計委員長、精査の結果を教えてくださいませんか。
○樫参考人 精査の結果につきましては、どういう問題があるかということについては報告書に記載いたしました。

一つはもちろん二重集計の問題、もう一つはリスクの対応の問題ですね。本来報告すべきものがミスに気づいたときに報告すべきことが報告されなかったという問題ですね。

統計調査における不適切な処理で、特に問題を認識した後の対応、これは公的統計を扱う者として、大変遺憾なことだというふうに承知してございます。（階委員「時間がないので、聞かれたことにだけ答えてください」と呼ぶ）はい。
今のような形の精査、報告で行ったということでございます。

○階委員 告発すべきかどうかは検討していないんですよ。
いいですか。告発するかどうかは誰が判断するんですか、そうしたら。統計委員会は告発するかどうかは判断しないんですか。

○樫参考人 まず、先ほど、統計委員会、その他第三者機関というものは、通常、職員個人について詳細な事実関係まで把握する立場にはないため、第三者機関が行う事実認定というのは一定の推定が含まれるというふうに考えております。このため、御指摘のような刑事告発は、第三者機関による報告も踏まえつつ、職員の行為の詳細な事実関係を把握し得る立場の者による調査を経て行うのが適当と考えます。

ただし、あえて私見を申せば、統計委員会自体の役割は、意図的ではない誤りが迅速に報告され対応されることで、ヒューマンエラーを不正に発展させない組織文化の醸成であり、処分されるから隠すといったあしき文化の排除と考えているところです。

○階委員 今問題になっているのは、意図的な二重集計が問題になっていて、こういうことが不問に付されるから次々と同じような問題が起きるんですよ。
いいですか。つい最近公表された例の補正調査が建設工事費調査に令和三年一月から切り替わって、調査票を令和三年一月から国交省から送らなくちゃいけないのに放置されてきた、いまだに送られていないという問題、こんなことも起きるわけですよ。しかも、その問題が受注統計が問題に

なって以降もしばらく明らかにならず、ここに来てようやく公表されている。こうしたことが繰り返されているんですよ。

いいですか。国交省、とんでもないですよ。信頼回復どころか、信頼失墜を繰り返しているじゃないですか。総務省はそれに対するチェック機能も果たしていないじゃないですか。統計委員会もそうですよ。みんな無責任だから、統計がどんどんどんどん崩れていく。

そして、確認しますけれども、今回の建設工事費調査をやっている部署は、受注統計と同じ部署ですよ。受注統計の方は、さっきも指摘しましたけれども、いいですか、不正を隠蔽するためにいろいろな作業を強いられていたわけですよ。

令和元年十二月中から、室長以下総出で、都道府県による書換えの痕跡等を手がかりとして、本件合算処理の影響の有無及び程度を調べるため、国交省が保管していた調査票、毎月約七千枚の一枚一枚を目視で確認する検証作業を開始した。その作業に忙殺され、余計な作業を行わされているとの意識のためか、室長と担当係長以下が対立するような状態に至り、室内の雰囲気悪化させてしまっている。これは三十八ページ、報告書に書かれていることです。

いいですか、国交省。こういう状況だから、令和三年一月からの不祥事も起きていますよ。この不祥事を根絶するためには、今のままでは到底無理です。やると言ったことはやる。いいですか。さっきの検討会議、やると言った中間報告、二月、三月、やられていない。そして、水増し金

額、出そうと思えば出せるのに、いつまでたつても出さない。こんなことでは不祥事は繰り返されませんよ。

副大臣、気持ちを入れ替えて、今すぐ水増し金額は出す。最後に、このことについて、決意をお尋ねしたいと思います。

○中山副大臣 お答え申し上げます。

公的統計は、経済活動であったり、社会、暮らしの実態を把握する、また、国会で政策を審議する上において、とても貴重なデータであります。ですからこそ、私ども、しっかり築き上げていかないといけないと考えております。

いつ出せるかというお話ですが、先ほど申し上げましたように、しっかり国交省に持ち帰って、先生からいただいた知見を基に、これは後刻、速やかに委員会の方にも報告をさせていただきますと思いますので、どうか御理解をいただければと存じます。

○階委員 では、速やかに報告をお願いします。

私も総務省で統計担当の政務官をやっていますので、この問題は看過できません。総務省の対応、国交省の対応、しっかりこれからも監視していきますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。